

意見書案第4号

令和6年5月30日提出

令和6年5月30日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 小曾根 英 明
同 中 里 武

機能性表示食品における安全対策を求める意見書

小林製菓が製造した機能性表示食品の「紅麹」サプリメントを摂取し、腎臓病発症者が相次いでおり、これまでに5人が死亡し、200人以上が入院した。

小林製菓は1年半ばに問題を把握しながら、国や自治体への報告は2か月以上後と報告が遅れたことにより、体調不良があっても、健康被害が発生していることを知らずにサプリメントを使い続けた人もいた。

サプリメントは特定の物質を濃縮しており、長く使用するケースが多く健康被害が出れば、一般の食品より体への影響が大きく、速やかに使用中止を呼びかけていけば、被害の拡大を防げた可能性もある。

2015年に規制改革で制度が導入された機能性表示食品は、科学的根拠となる資料を消費者庁に届け出れば、国の審査なしに効能を示して販売している製品であり、現在6,800種を超えている。

消費者庁が定めた機能性表示食品の指針は、健康被害が発生した場合、「情報が不十分であったとしても速やかに報告することが適当」としているが、どの段階で報告すべきか法的な義務づけがないのが現状である。健康被害の発症と拡大を防ぐためにも、判断を企業任せにせずルールを法的に義務づけるべきである。

また、機能性表示食品については、これまでも表示に関するトラブルが度々起きており、メーカーが消費者庁に届け出る際には、製造工程や品質管理について第三者機関の評価を受ける制度の活用も必要である。

よって、国においては、上記理由を踏まえ、機能性表示食品における安全対策を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

前橋市議会議員 笠 原 久